

テナント募集



8月29日、お魚センター内の様子

## 枕崎観光の基点 『お魚センター』に出店しませんか

### ■募集するテナントの概要

- 所在 榊枕崎お魚センター1階テナント（松之尾町33-1）
- 店舗面積 1区画25.75㎡（おおよそ間口5.5m×奥行5.5m）
- 募集区画 複数区画や1区画の分割等の貸借について、ご相談に応じます。
- 賃料 1区画当たり105,000円/月（消費税込み）
- 共益費 1区画当たり50,000円/月（消費税込み）
- 敷金 1区画当たり賃料の3か月分

■募集業種 原則として、食料品等の物販、飲食、サービス業を営むテナントとします。

### ■経費等の負担

- テナント内で使用する専用の電力費、専用水道料金やテナント内の清掃に係る諸費用は入居者の実費負担となります。
- ガス設備や電話設置、テナントの内装工事及び修繕等については出店者が行うものとします。
- 電気設備、衛生給排水設備等の工事及び修繕等については、一次側供給までは設置者である当社が行い、その先は出店者が行うものとします。

■出店申込みに必要な書類 テナント出店申込書など、出店に必要な書類についてはお魚センター事務所へお問い合わせください。

■出店者(賃借人)の決定 書類審査及び面談により選考の上、決定するものとします。

### ■申込みの手順

申込み方法 当社所定の「テナント出店申込書」に必要な事項を記入の上、添付書類とともに直接当社の事務所（お魚センター2階）に持参、または郵送でお申し込みください。申込書等の提出書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

申込み受付 平成22年9月1日から

申込み時間 午前8時～午後5時

申込み場所 榊枕崎お魚センター2階事務所

◎問合せ お魚センター TEL73-2311 担当:取違(とりちが)いまで

### 『お魚センター』は 第3セクターです

榊枕崎お魚センターは、枕崎市、枕崎市漁業協同組合、枕崎水産加工業協同組合、枕崎鮮魚出荷仲買協同組合、枕崎市魚商組合の5団体が出資している、いわゆる第3セクターです。



### 毎月第3土・日は お魚まつり

旬の鮮魚をお安く提供しています。11時40分ごろからは大人気の漁師鍋や茶節の振る舞いがあります。



▲人気、漁師鍋の振る舞い

## 地域担当制は 「自立自興」の精神を呼び起こし 地域活動を再生・活性化する制度です

サポート役として「地域活動活性化推進員」を配置します



「職員の地域担当制」は、子ども高齢化等により地域の活力が低下していく中、決して行政頼みになるのではなく、地域でできることは地域自らが取り組むという「自立自興」の精神を呼び起こし、地域活動を再生・活性化する制度です。つまり、地域の皆さんが主役、行政はサポート役として、それぞれの役割分担のもとに連携しながら、地域ごとの現状・課題を明確にした上で、その解決に向けた地域の自主的な取り組みの実現を支援することを目的とするものです。なお、実施に際しては、「地域活動活性化推進員」を地域に配置し、地域の自主的な取り組みを支援します。

- ①地域の抱える問題・課題の把握、その解決方法や実現に向けた推進体制等をまとめた計画（地域計画）の作成をお手伝いします。
- ②地域計画の実現のために必要な情報の提供や、各種申請に係るお手伝いをします。
- ③地域が自ら行う課題解決のための取り組みをお手伝いします。
- ④行政が行うべき分野について、地域の要望等を取りまとめ、担当部署への確に伝えます。
- まずはモデル地区を設定
  - ①各校区にモデル地区を設定します。モデル地区は、単独集落の場合と複数の集落による場合の2通りがあり、各校区にいずれかのパターンで1つのモデル地区を設定します。
  - ②地域活動活性化推進員を配置します。主にその地域に居住する職員またはその地域の出身である職員の中から、地域の意向を踏まえて配置します。
  - ③モデル地区を先行実施します（10月ごろを予定）
  - ④モデル地区の取組状況を広くお知らせし、「職員の地域担当制」に取り組みたい新たな地域を募集します。
  - ⑤応募していただいた地域に、新たに「地域活動活性化推進員」を配置し、「職員の地域担当制」を実施します。

問合せ 企画調整課企画調整係 TEL72-1111 内線225・226

■次回(最終回)は、まちおこしを頑張る団体の取り組みを紹介します。



### 福祉課からのお知らせ 子ども手当の申請は 9月30日まで

本年4月から子ども手当制度が始まりました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども1人につき、月額1万3千円を親等に支給する制度です。

本年3月まで児童手当を受給されていた方は、手続きは必要ありません。ただし、新たに子ども手当の対象となる子どもも中学2、3年生・所得超過で受給できなかった子ども等がいらっしゃる場合には、福祉課への申請手続きが必要です。まだ申請のお済みでない方は早めの手続きをお願いします。

9月30日までに認定請求書を出し認定されますと、平成22年4月分から支給されます。※10月1日以降は提出した月の翌月分からの支給となります。

持参するもの  
・印鑑、通帳、保険証(国民健康保険に加入している方以外)  
※子どもの住民票が市外にある方は、他にそろえていただく書類があります。

・子ども手当額改定認定請求書が送られてきた方↓印鑑

問合せ 福祉課社会係  
TEL72-1111 内線136